

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 7年 6月 16日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都大田区城南島1-1-4 氏 名 桐生レミコン株式会社 大井工場 代表取締役 桐生 了英 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3790-1945</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	桐生レミコン株式会社 大井工場
事業場の所在地	東京都大田区城南島1-1-4
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	生コンクリート製造業
②事業の規模	製造出荷額 126,100万円
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・汚泥(不養生コンクリート) 汚泥 → 脱水(硬化) → 破砕 → 再生合材・再生砕石・コンクリートがら コンクリートがら → 破砕 → 再生合材・再生砕石

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 社内規格参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	排出量	85.93 t	6,889.42 t
	（これまでに実施した取組） 生コンクリート出荷時において、需要家に余剰生コンクリートの減量化をお願いする。未使用コンクリート、使用したコンクリートともに有料化により需要家の意識を改革する。 職人不足による工期遅延により、生コンクリートの出荷量も減少したため、建設汚泥、コンクリート片の発生量も減少した。 製造ミスによる不適合品の減量を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	排出量	300.00 t	6,200.00 t
	（今後実施する予定の取組） 都内の工事現場は狭く、余った生コンクリートの処分する場所がないため、生コンクリート工場が処理費を負担している。令和7年4月1日より未使用コンクリート、使用したコンクリートともに3.5倍の取消料を値上げをして需要家の意識を改革する。 また、アジテータ車の少量割増を行ない、需要家に多量に余るような発注を防ぐように改革をする。 過去のデータ分析により、製造ミスを未然に防ぐ。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリート片は分別を実施するとともに、他の廃棄物が混入しないように保管する。 汚泥（不養生コンクリート）は、保管をせず処理業社に搬入する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引続き、コンクリートがらは分別を実施するとともに、他の廃棄物が混入しないように保管する。 汚泥（不養生コンクリート）は、保管をせず処理業社に搬入する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 今後も予定していない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 今後も予定していない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 今後も予定していない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	全処理委託量	85.93 t	6,889.42 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	85.93 t	6,889.42 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 処分委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施した。		

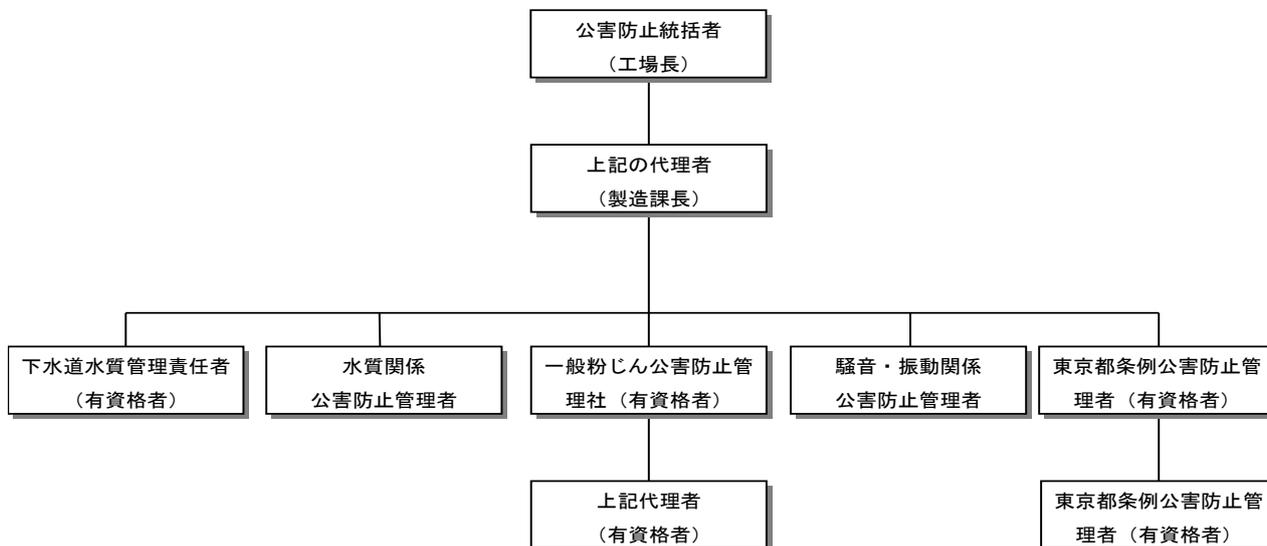
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	コンクリート片
	全処理委託量	300.00 t	6,200.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	300.00 t	6,200.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。</p> <p>また、再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理を委託する。</p> <p>委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</p>		
※事務処理欄			

備考

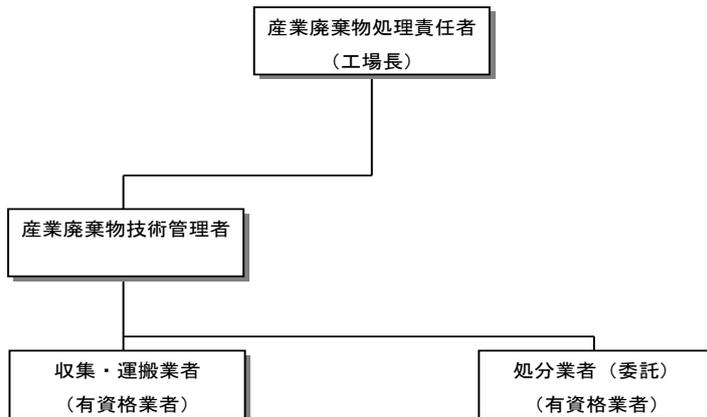
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

環境保全管理体制

〈公害防止管理体制〉



〈産業廃棄物管理体制〉



〈毒物劇物管理体制〉

